

純度試験の記載の順序の訂正

- 平成29年6月30日付け事務連絡
(独立行政法人医薬品医療機器総合機構規格基準部)

「「第十八改正日本薬局方原案作成要領について」の一部訂正について」

により、
純度試験の記載の順序の訂正がありました。

純度試験の記載の順序の 訂正について

奈良県薬事研究センター

1

2

正	誤
3.18.2 純度試験の記載の順序 純度試験の記載の順序は、原則として 次による。 色、におい、溶状、液性、酸、アルカリ、 塩化物、硫酸塩、亜硫酸塩、硝酸塩、亜硝酸塩、 炭酸塩、臭化物、ヨウ化物、可溶性ハロゲン化物、 チオシアノ化物、セレン、陽イオンの塩、アンモニウム、 重金属 、鉄、マンガン、クロム、ビスマス、スズ、 アルミニウム、亜鉛、カドミウム、水銀、銅、鉛、 銀、アルカリ土類金属、 ヒ素 、遊離リン酸、 異物、類縁物質（安全性に懸念のある類縁物質、 その他の類縁物質）、異性体（鏡像異性体、ジアステレオマー、 シス-トランス異性体、構造異性体）、多量体、 残留溶媒、その他の混在物、蒸発残留物、硫酸呈色物。	純度試験の記載の順序は、原則として 次による。 色、におい、溶状、液性、酸、アルカリ、 硫酸塩、亜硫酸塩、硝酸塩、亜硝酸塩、炭酸塩、 臭化物、ヨウ化物、可溶性ハロゲン化物、チオシアノ化物、 陽イオンの塩、アンモニウム、 ヒ素 、セレン、クロム、マンガン、鉄、 銅、銀、アルミニウム、亜鉛、カドミウム、 スズ、水銀、鉛、ビスマス、アルカリ土類金属、 重金属 、遊離リン酸、異物、類縁物質（安全性に懸念のある類縁物質、 その他の類縁物質）、異性体（鏡像異性体、ジアステレオマー、 シス-トランス異性体、構造異性体）、多量体、 残留溶媒、その他の混在物、蒸発残留物、硫酸呈色物。 生物薬品においては、目的物質由来不純物（脱アミド体、多量体等）、 工程由来不純物（宿主細胞由来タンパク質等）の順とする。

※重金属、ヒ素の順番が、従来どおり変更がなくなりました。